

# 和歌山県男女共同参画センター

## 概 要

平成 25 年度

### 和歌山県男女共同参画センター “りいぶる”

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9F

TEL 073-435-5245

FAX 073-435-5247

URL <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031501/index.html>

# 目 次

和歌山県男女共同参画センター“りいぶる”の概要	3
-------------------------	---

## 平成25年度事業計画概要

1 主要事業	6
2 講座・イベント等開催事業	8
3 情報収集提供事業	10
4 相談事業	11

## 平成24年度事業概要

1 イベント開催事業	12
2 各種事業	13
3 講師派遣	19
4 情報収集提供事業	20
5 相談事業	24
6 センター利用状況	28

## 参考資料

和歌山県男女共同参画基本計画（第3次）のあらまし	30
男女共同参画のあゆみ	33
和歌山県男女共同参画推進条例	36
男女共同参画社会基本法	40

# 和歌山県男女共同参画センター“りいぶる”の概要

## 1 基本方針

和歌山県男女共同参画センターは、男女共同参画社会実現のための様々な活動と交流の拠点として、男女が共に喜びも責任もわかち合いながら社会のあらゆる分野へ参画することを支援します。

## 2 男女共同参画センターの果たす機能と役割

センターには、次の5つの機能があり、それぞれに対応した事業を展開しています。

### (1) 出会いと交流

交流スペースでの出会いや、貸室（会議室・一時保育ルーム）を利用して交流を広げることができます。

### (2) 学習と啓発

講座・講演会・イベントを通して、自身の問題解決や男女共同参画の推進にむけて、知識や能力を身につけることができます。

### (3) 情報の収集と発信

男女共同参画に関する図書・DVD等を収集しています。また、ホームページの開設や情報誌を発行しています。図書・情報資料室では、読む・見る・借りるなど、情報収集ができます。

### (4) 相談と支援

あなたの悩みをうけとめ、あなたらしく生きるお手伝いをしています。女性の方は、女性相談員が対応する電話や面接による、総合相談・カウンセリング・法律相談が受けられます。男性の方は、男性相談員が対応する電話相談が受けられます。

### (5) 新しい文化の創造と支援

多様な価値観を認め合う社会づくりを推進しています。新しい地域づくりなど、あらゆる分野への参画を推進するための支援を受けることができます。

## 3 沿革

- 平成4年度 ・「健康ふれ愛和歌山計画」策定  
総合健康福祉棟（仮称）内に女性センターの整備を計画
- 平成5年度 ・女性問題懇話会に女性センター検討部会を設置
- 平成7年度 ・総合健康福祉棟（仮称）基本設計
- 平成8年度 ・総合健康福祉棟（仮称）実施設計
- 平成9年度 ・建設工事着工
- 平成9年度 ・女性センター事業企画委員会を設置  
・女性センターの愛称募集開始
- 平成10年度 ・女性センターの愛称を「りいぶる」に決定  
・女性に関する相談機関ネットワーク会議を設置（11月）  
・県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（複合施設）竣工  
・9階に女性センターを開設（12月）  
・女性就業援助センターを女性センターに組織統合
- 平成13年度 ・女性センターの名称を男女共生社会推進センターに変更（4月）  
・女性就業援助促進事業を終了（3月）
- 平成21年度 ・県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9階に男女共生社会推進センター、県青少年活動センター、県NPOサポートセンターの3施設を集約し、会議室等の共

- 平成22年度
  - ・用化を開始。併せて開館日、開館時間等を変更。(10月)
  - ・男女共生社会推進センターの名称を男女共同参画センターに変更(4月)
  - ・センター運営事業の一部業務委託開始(4月)
- 平成24年度
  - ・「授乳コーナー」設置(1月)
- 平成25年度
  - ・和歌山県立医科大学附属病院内に性暴力救援センター和歌山「通称：わかやまmine(マイン)」開設(7月)

#### 4 建設概要

建物名称 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛(複合施設)  
 所在地 和歌山市手平2丁目1番2号  
 敷地面積 31,657.02m<sup>2</sup>  
 延床面積 20,823.64m<sup>2</sup>  
 建物構造 高層棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上12階、塔屋2階  
 低層棟 鉄骨造、地上2階

#### 5 男女共同参画センター施設概要

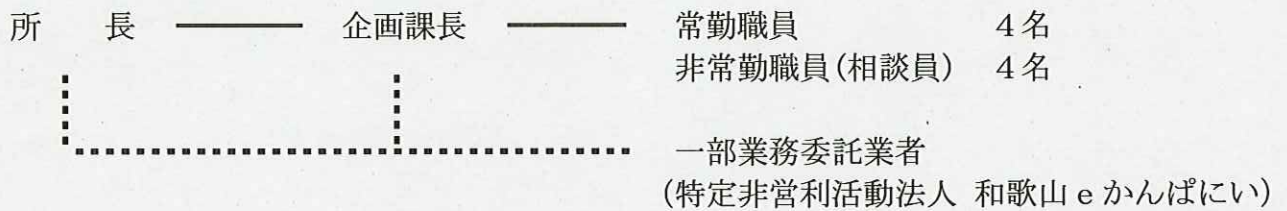
施設位置 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 9階  
 面積 558.24m<sup>2</sup> (会議室A・Cを含む) ※3施設共用

事務室・所長室・相談室 図書情報資料室 交流スペース・倉庫	講師 控室	会議室A ※共用	会議室B ※共用	会議室C ※共用	一時保育 ルーム ※共用
229.22m <sup>2</sup>	21.72m <sup>2</sup>	152.69m <sup>2</sup>	91.32m <sup>2</sup>	154.61m <sup>2</sup>	45.77m <sup>2</sup>

(平面図)



## 6 組織



## 7 利用について

### (1) 開館時間

午前9時から午後9時まで(日曜日は午後5時30分まで)

### (2) 休館日

毎週月曜日、国民の休日(祝日)、年末年始(12月29日～1月3日)

## 8 交通案内

### 和歌山駅から

- ・徒歩 約20分
- ・バス利用

1番…新手平經由海南藤白浜またはマリーナシティ、紀三井寺駅、医大病院行き  
所要時間 約5分(5番目の停留所「手平出島」バス停車)

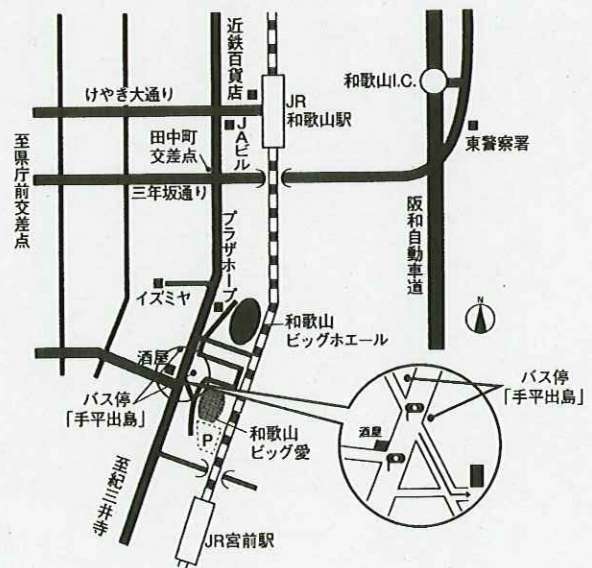
### 宮前駅から

- ・徒歩 約7分

### 和歌山市駅から

- ・バス利用

8番…JR和歌山駅經由海南藤白浜  
またはマリーナシティ、  
紀三井寺駅、医大病院行き  
所要時間 約20分(「手平出島」  
バス停車)



# 平成 2 5 年 度 事 業 計 画 概 要

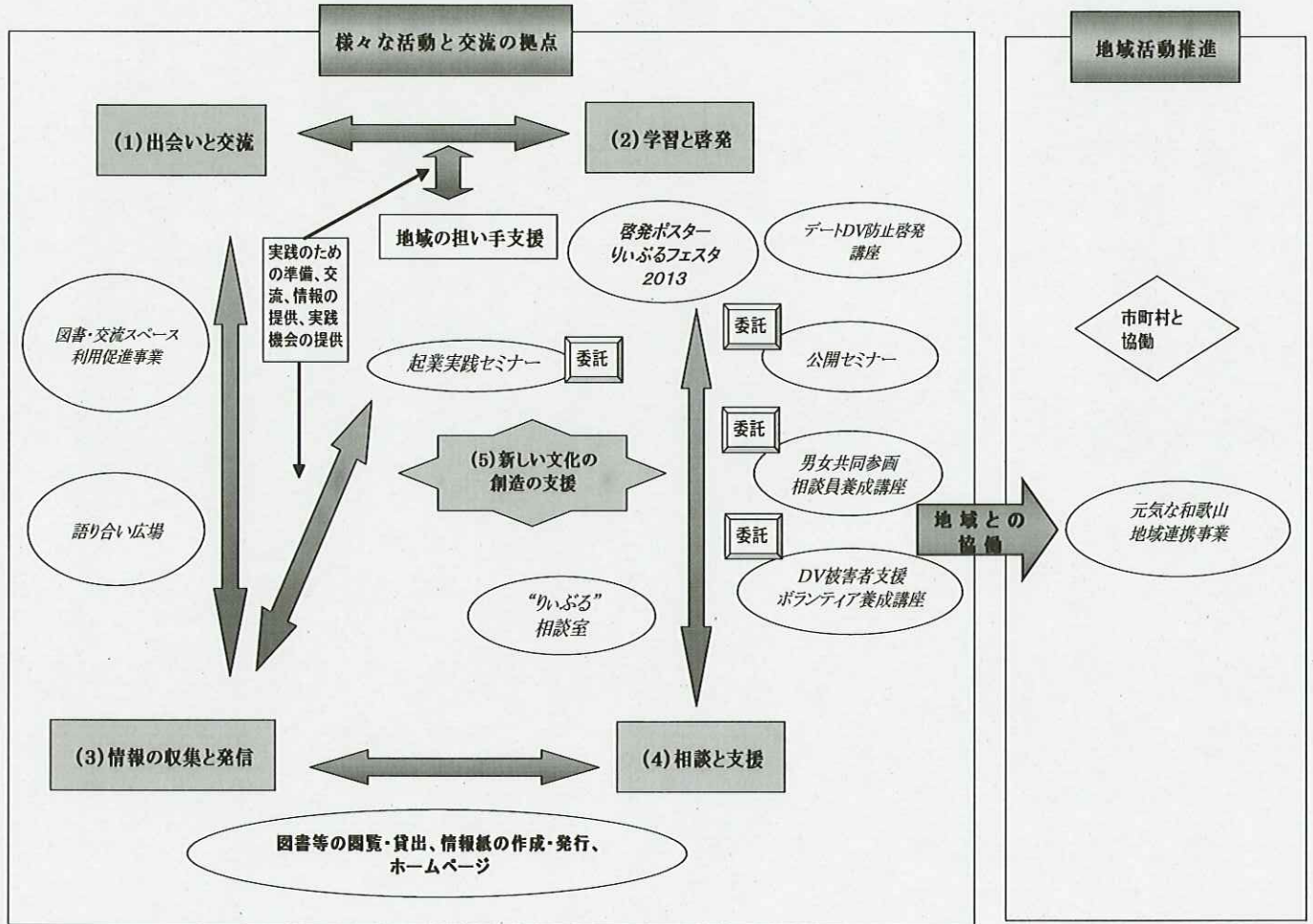
## 1 主要事業

(単位：千円)

事業名	事業区分	主な事業内容	本年度予算額
男女共同参画センター運営	直営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・りいぶるフェスタ2013</li> <li>・男女共同参画啓発ポスター募集</li> <li>・語り合い広場</li> <li>・デートDV防止啓発事業</li> <li>・「元気な和歌山」地域連携事業</li> <li>・講師派遣</li> <li>・男女共同参画相談員による常時の相談</li> <li>・法律相談</li> <li>・カウンセリング</li> <li>・男性相談</li> <li>・性暴力救援センター和歌山「わかやま mine (マイン)」運営</li> <li>・図書・ビデオ等の収集</li> </ul>	全体事業額 30,706  (内直営事業分) 18,810  (内委託事業分) 11,896
	委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開セミナー</li> <li>・起業実践セミナー</li> <li>・男女共同参画相談員養成講座</li> <li>・DV被害者支援ボランティア養成講座</li> <li>・センターニュースの作成・発行</li> <li>・図書・ビデオ等の貸出、収集</li> <li>・会議室等の貸出</li> <li>・図書・交流スペース利用拡充事業</li> </ul>	

・センターの果たす機能と役割

新しい価値観の創造…男女共同参画でつくる元気な和歌山



## 2 講座・イベント等開催事業

### ○直営事業

名 称	内 容	開催日・場所	講師等
りいぶるフェスタ 2013	男女共同参画推進に向けた意識啓発のため、公開講座を中心としたイベントを開催。併せて男女共同参画啓発ポスター最優秀賞受賞者の表彰を行う。 ・公開講座 ・男女共同参画啓発ポスター最優秀賞受賞者表彰式 ・入賞作品展示 ・ステージイベントなど	11/16 (土) 和歌山ビッグ ホエール	弁護士 菊間 千乃
「元気な和歌山」ポスター作品募集	男女共同参画をテーマとして県内の小中高校生を対象にポスターを募集し、男女共同参画について考える機会を提供する。 《募集期間：平成25年7月2日～9月13日》	りいぶるフェスタにて最優秀賞受賞者表彰予定	
語り合い広場	相談から見えてくる様々な課題をテーマに、ゲストスピーカーの講義と参加者との交流会を開催する。(年2回)	8/7 (水) りいぶる  12/14 (土) りいぶる	オフィスよしおか カウンセリングルーム 吉岡 俊介  (株)フェミニスト カウンセリング堺 藤原 暁子
デートDV防止啓発事業	県内高校等への出前講座を開催。	4/9 (火) 和歌山県立高等看護学院 10/3 (木) 伊都高等学校 10/23 (水) 星林高等学校 日程未定 和歌山高等学校  (他1校予定)	神戸大学・立命館 大学非常勤講師 伊田 広行
「元気な和歌山」地域連携事業	県内のNPOなどの団体と市町村が連携を図りながら実施する男女共同参画の推進を目指す事業企画を募集し、その中から優秀な企画を採択し事業委託を行う。		



《募集期間：平成25年5月1日～7月2日》

○委託事業

名 称	内 容	開催日・場所	講師 等
男女共同参画相談員養成講座	市町村における相談体制の構築をサポートするため、男女共同参画相談員養成講座の実践編として、電話相談のスキルを学ぶ講座を開催する。	7/21（日） 7/28（日） りいぶる	ドーンセンター サポートカウンセリンググループ スタッフ 竹之下 雅代
DV被害者支援ボランティア養成講座	地域でDV被害者に寄り添う支援ボランティア養成講座（応用編）を開催する。	1/19（日） 2/2（日）	(株)フェミニストカウンセリング堺 宮野 由起子 弁護士 松原 敏美
起業実践セミナー	社会起業家をめざす人に対し、起業のノウハウを伝え、具体的な行動をサポートする講座。	10/26,11/9,30, 12/7 の各土曜日 りいぶる	わかやま地元力応援基金専務理事 有井 安仁
公開セミナー	ふるさとづくりへの県民の参画促進や、社会的気運の醸成を図るため、男女共同参画を身近に考えることのできる旬のテーマをとりあげ、講演会を開催する。	6/26（水） 和歌山ビッグ愛 ----- 1/15（水） 新宮市職業訓練センター ----- 3/9（日） 橋本市教育文化会館	経済評論家 勝間 和代 ----- 姉様キングス ----- 神戸大学・立命館 大学非常勤講師 伊田 広行
図書・交流スペース利用拡充事業	○りいぶる絵本の広場 りいぶる所蔵の絵本や紙芝居を活用して、子どもと保護者がゆったりと絵本の世界を楽しむ読み聞かせ会を開催する。 ○保育つき読書の時間 育児中の方を対象に、専門の保育スタッフが子どもを一時保育し、読書を楽しむ時間を提供する。	8/22（木）、 11/28（木） りいぶる  9/6（金）、 12/6（金） りいぶる	

### 3 情報収集提供事業

図書・情報資料室に配架する男女共同参画社会づくりに関する図書・資料を中心に収集するとともに、情報誌の発行、インターネットによる情報提供を行い社会参画や活動支援、男女共同参画の推進を図る。

また、NPO活動サポート及び青少年健全育成関連図書の一括管理を行う。

#### (1) 利用

- ・ 開館時間 火～日 午前9時から午後9時まで（日曜は午後5時30分まで）
- ・ 休館日 毎週月曜日、国民の祝日（休日）、年末年始（12月29日から1月3日）

#### (2) 閲覧

- ・ 男女共同参画に関する図書の配架
- ・ ビデオブースでのビデオ鑑賞
- ・ 雑誌・行政資料の室内閲覧
- ・ インターネットによる情報閲覧

#### (3) 図書貸出

##### ① 利用者登録

- ・ 県内に在住・通勤・通学の方（概ね16歳以上）
- ・ 「貸出利用カード発行申込書」に所要事項を記入のうえ、氏名、住所を確認できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証等）を提示
- ・ 「貸出利用カード」の発行（有効期限2年）

##### ② 個人貸出

- ・ 書籍については、1人3冊以内、ビデオ・DVDについては1人1点まで
- ・ 期間は2週間まで

#### (4) 情報誌の発行

- ・ センターニュース「りいぶる」の発行（年3回）

#### (5) インターネットによる情報発信

- ・ ホームページによる情報発信

## 4 相談事業

男女共同参画に関連した様々な悩みの相談に応え、自分らしい生き方を実現していけるよう支援する。

### 〈“りいぶる”相談室〉

#### (1) 総合相談

家庭や職場のこと、生き方への不安など自分らしく生きるうえでさまざまな悩みや相談に女性相談員が応じる。

#### ●電話相談

火～土曜日 9:00～20:30

日曜日 9:00～17:00

#### ●面接相談（要予約・女性のみ）

火～土曜日 9:00～17:30

日曜日 9:00～16:00

#### (2) カウンセリング

女性が抱えるこころの問題に女性カウンセラーが相談に応じる。

#### ●面接相談または電話相談（要予約・女性のみ）

毎月第1～第3金曜日 13:00～16:40

#### (3) 法律相談

夫婦、財産相続、金銭問題等、女性にとって身近な法律上の問題に女性弁護士が応じる。

#### ●面接相談（要予約・女性のみ）

月4回（不定期）13:00～14:50

#### (4) 男性相談

男性のための電話相談。  
職場のストレス、夫婦・家族・人間関係の問題に男性相談員が応じる。

#### ●電話相談（男性のみ）

毎月第2水曜日 16:00～20:00

### 〈性暴力救援センター和歌山「わかやまmine（マイン）」〉

#### (5) 性暴力被害者救援

性暴力被害を受けた女性のための相談。医療的支援、法的支援、心理的支援等が必要な被害者の相談に女性支援員が応じる。

#### ●相談・医療（女性のみ）

月～金曜日 9:00～17:00

（土日は16:30まで）

緊急医療は22:00まで

# 平成24年度事業概要

## 1 イベント開催事業

和歌山県男女共同参画センター“りいぶる”の活動を広く県民に周知し、県民参加のもと「男女共同参画社会」への意識啓発イベントなどを開催した。

### (1) りいぶるフェスタ2012

男女共同参画推進に向けた県民意識醸成に努めるとともに、身近な問題として捉える契機となるよう、和歌山ビッグホエールにおいて講演会等を開催した。  
(ふれあい人権フェスタと同時開催)

月 日	場 所	内 容	講 師 等	開催時間	参加者数
11/17 (土) 18 (日)	和歌山ビッグ ホエール	男女共同参画啓発ポスター「男女でつくる元気な和歌山」表彰式	最優秀賞受賞者	11/17(土) 13時～15時	延700人
		ステージイベント	和歌山バトン「エンジェルチーム」		
		講演 「“好き”に生きる～字幕の中に人生～」	映画字幕翻訳家 戸田 奈津子		
		男女共同参画啓発ポスター入賞作品展示			

### (2) 男女共同参画週間(6/23～6/29) イベント

ベストセラー「デフレの正体」の著者である藻谷浩介さんを講師に迎え、地域が抱える問題を人口減少からとらえながら男女共同参画を考える機会とするために、公開セミナーを開催した。

月 日	場 所	テ ー マ	講 師	開催時間	参加者数
6/27 (水)	和歌山ビッグ愛 大ホール	地域力を活かして経済活性化!～人口減少時代を打開する秘策～	日本政策投資銀行 特任顧問 藻谷 浩介	13時30分 ～ 15時30分	234人

## 2 各種事業

### (1) 語り合い広場

相談事業から見えてくる様々な課題をテーマとし、ゲストスピーカーによる講義と、講師を交えた参加者の交流会を開催した。

開催日	時間	場所	テーマ	講師等	参加者数
9/2(日)	13:30～ 15:30	りいぶる	女性のためのストレスマネジメント講座 がんばりすぎて悩めるあなたに ～ココロを軽くするハッピーセミナー～	女性ライフサイクル研究所 森崎 和代	28人
11/11(日)	13:30～ 15:30	りいぶる	中高年夫婦のための維新塾 ～共に依存しない生き方をめざして～	大阪大学大学院 准教授 石蔵 文信	29人

### (2) 起業実践セミナー「夢をかなえる大人の起業塾2012」

起業に取り組む女性を支援するため、事業計画策定のポイントや書き方を学び、実際に具体的な事業計画書を作成することを目的としたセミナーを開催した。

- ・講師 吉住 裕子 ((有)未来教育設計代表取締役)
- ・場所 りいぶる

開催日	時間	テーマ
10/14(日) 受講生27人	10:00～16:00	事業計画づくり① ～事業計画の重要ポイントと書き方～ 事業計画づくり② ～マーケティング・メッセージをつくる～ ネットワーキング① ～全員名刺交換会～ 事業計画づくり② ～商品・サービスとお客様を明確にする～
10/21(日) 受講生24人	10:00～16:00	事業計画づくり③ ～事業意義と展望を描く～ 事業計画づくり④ ～販売と収支を考える～ 事業計画ライティング
10/28(日) 受講生26人	10:00～16:00	事業計画づくり⑤ ～経営資源を配分する～ 事業計画ライティング
11/4(日) 受講生21人	10:00～16:00	ネットワーキング② ～MY事業プレゼンテーション～

### (3) 「元気な和歌山」地域連携支援事業

県内のNPOなどの団体と市町村が連携を図りながら実施する男女共同参画の推進を目指す事業企画を募集し、その中から優秀な7つの企画を採択し、提案を行った団体に事業委託を行い実施した。

実施日	時間	場所	事業名	受託団体	参加者数
10/21(日)	13:30～ 16:00	新宮市福祉センター	「人はなぜ人に暴力をふるうのか？」 講師 和歌山市人権同和施策課 指導員 早稲田 恵子	ウィメンスタ デイズ熊野	50人
11/11(日)	13:30～ 16:30	串本町文化センター	「防災に女性の力を！！」 講師 串本町総務課副課長 浜地 弘貴	つばさの会・ 和歌山	47人
1/17(木)	9:30～ 11:30 13:30～ 15:30	ビッグ愛 和歌山市あ いあいセンター	「平成25年度 1.17 阪神淡路大震災 からの教訓」 講師 福島県富岡町出身 佐藤 勉・和子夫妻	NPO 震災か ら命を守る会	午前の部 198人 午後の部 53人
1/20(日)	13:30～ 15:45	りいぶる	シンポジウム「男の出番をつくる ために」 講師 県女性センター初代所長 宮崎 恭子	男の出番を つくる会	37人
1/20(日)	13:30～ 15:00	田辺市文化 交流センター	「子どもや孫といっしょに“読み聞 かせ”を楽しもう」 講師 児童文学者、トモエ文庫主宰 草谷 桂子	男女共同参画 レインボー	65人
2/2(土)	13:30～ 16:30	りいぶる	「地域づくりと男女共生」 講師 元色川百姓養成塾事務局 春原 麻子	わかやま楽落 会	43人
2/2(土)	13:30～ 15:30	広川町役場	「ぬくもりのある家庭を築く～子ども が子どもでいられるために～」 講師 CAPセンター・JAPAN ベーシック トレーナー 原田 薫	ハッピーママ ライフ	27人

#### (4) 公開セミナー

旬のテーマで男女共同参画を身近に感じ、考え、ふるさとづくりへの県民の参画促進や、社会的気運の醸成をつくるセミナーを、県内2ヵ所で開催した。

開催日	時間	場所	内容・講師	参加者数
11/25(日)	13:30～ 15:30	県立情報 交流センター Big・U	「愛という名の支配～DVを知ること～」 女性の人権をおびやかすDVについて理解を深め、 被害者支援についても学ぶ講座を開催。 講師 さよウイメンズ・メンタルクリニック院長 竹下 小夜子	87人
2/17(日)	13:30～ 15:30	有田市文 化福祉セ ンター	「錆びない生き方～プラチナ世代も自分らしく生きる」 高齢期の自分らしい生き方について学ぶ講座を開催。 講師 昭和女子大学学長 坂東 真理子	301人

#### (5) DV被害者支援ボランティア養成講座（基礎編）

「支援のはじまりは、知ることから」 DVを正しく理解し、DV被害者への相談や支援のための基本的な手法を学ぶことを目的に、講座を開催した。

- ・ 修了生 総受講時間数の3/4以上を受講した15人に修了証を交付
- ・ 場所 御坊市中央公民館

開催日	時間	テーマ	講師
12/2(日)	10:00～12:00	ドメスティック・バイオレンス とは何か	(有)フェミニストカウンセリング 堺 フェミニストカウンセラー 宮野 由起子
	13:00～15:00	被害女性の心理	
12/16(日)	10:00～12:00	DV被害者の支援について	県子ども・女性・障害者相談セ ンター主任 廣畑 和子
	13:00～15:00	相談を聴く際の留意点	

#### (6) デートDV防止啓発事業

和歌山県教育委員会学校指導課主催の和歌山県生徒指導研究協議会において、小・中・高校・特別支援学校などの生徒指導の教員に対し、デートDVについての認識を深めてもらうため講座を開催した。

開催日	場 所	テ ー マ	講 師	時 間	参加者数
7/31(火)	県立情報 交流センター Big・U	「子どもたちをデート DVから守るために」	立命館大学・神戸大学 非常勤講師 伊田 広行	15:10～ 16:10	174人
8/2(木)	和歌山 ビッグ愛				130人

### (7) デートDV防止啓発事業出前講座

高校生が健全な生活を送るための妨げとなるデートDVの存在を知り、男女におけるデートDV防止を図ることを目的に講座を開催した。

開催日	場 所	テ ー マ	講 師	時 間	参加者数
11/14(木)	和歌山工業 高等学校	「自分も相手も大切に」	立命館大学・神戸大学 非常勤講師 伊田 広行	12:25～ 13:15	420人
12/18(火)	有田中央高 等学校			12:40～ 13:50	445人
1/8(火)	熊野高等学 校			10:50～ 11:50	629人

### (8) 男女共同参画相談員養成講座（ステップアップ編）

平成23年度に開催した男女共同参画相談員養成講座の受講者を対象にステップアップ編を開催した。

- ・講 師 小松 明子 ((有)ウイメンズカウンセリング京都カウンセラー)
- ・修了生 総受講時間数の3/4以上を受講した21人に修了証を交付
- ・場 所 田辺市民総合センター

開催日	時 間	テ ー マ
7/1 (日)	10:30～12:00	23年度養成講座の振り返りと、傾聴に際して留意する点 ロールプレイ① ～実際の相談に向けて、ロールプレイから見える問題を共有しよう～
	13:00～15:30	
7/8 (日)	10:30～12:00	ロールプレイ② ～実際の相談に向けて、ロールプレイから見える問題を共有しよう～ 実践に際して
	13:00～15:30	



(9) “つながり”を広げる交流会2013

開催日	時間	場所	内容	参加者数
3/9(土)	13:30~15:30	りいぶる	県内の女性のネットワークづくりのため、多様な分野の女性が連携する『和歌山イコール会議(仮称)』の創設について意見交換を行い、また、参加者間の交流を行った。	37人

(10) 図書・交流スペース利用拡充事業

内容	開催日	時間	参加者数
○保育つき読書の時間 育児中の方を対象に、専門の保育スタッフが子どもを一時保育し、読書を愉しむ時間を提供した。	9/14(金)	10:00~12:00	7人
	12/14(金)	10:00~12:00	9人
	3/1(金)	10:00~12:00	9人
○りいぶる絵本の広場 りいぶる所蔵の絵本や紙芝居を活用して、子どもと保護者がゆったりと絵本の世界を愉しむ読み聞かせ会を開催した。	7/29(日)	14:00~14:50	11人
	8/19(日)	14:00~14:50	4人
	12/8(土)	14:00~14:50	28人
○りいぶるシアター 「ブタがいた教室」 「幸せになるための恋のレシピ」	8/25(土)	13:30~16:10	36人
	12/22(土)	13:30~16:00	18人

## (11) 男女共同参画啓発ポスター募集

「男女でつくる元気な和歌山」啓発ポスターを募集した。

- 小・中学校及び高等学校の児童・生徒から121点の応募があり、最優秀賞4点、優秀賞12点を啓発ポスター選考委員会において選考し、りいぶるフェスタ2012において表彰した。

### 最優秀賞

		(敬称略/学年はいずれも平成24年当時)	
・小学生低学年の部	楠本 幸穂	和歌山市立西和佐小学校	1年
・小学生高学年の部	松尾 陸	和歌山市立宮北小学校	6年
・中学生の部	榊 由衣	和歌山県立向陽中学校	1年
・高校生の部	南郷 歩美	和歌山市立和歌山高等学校	2年

### 優秀賞

・小学生低学年の部	林 花音	和歌山市立宮北小学校	1年
	久世 真穂	和歌山市立福島小学校	3年
	南方 万凜	和歌山大学教育学部附属小学校	3年
・小学生高学年の部	井田 有美	橋本市立城山小学校	4年
	木元 菜津紀	岩出市立根来小学校	5年
	河井 里実	岩出市立根来小学校	5年
・中学生の部	磯部 彩乃	和歌山県立向陽中学校	2年
	加藤 凜	田辺市立中辺路中学校	2年
	田中 花織	かつらぎ町立笠田中学校	3年
・高校生の部	川崎 菜都	和歌山市立和歌山高等学校	2年
	棗 菜穂	和歌山市立和歌山高等学校	2年
	村瀬 あい	和歌山県立橋本高等学校	2年

- 入賞作品をりいぶるフェスタ2012の会場に展示後、全応募作品を和歌山バス(株)の協力を得て、路線バス(南海和歌山市駅～JR和歌山駅間)の車内へ展示した。

### ※平成23年度入賞作品の展示

・和歌山電鐵貴志川線一般車両 (和歌山駅～貴志駅間)	平成24年6月23日～6月29日
・パームシティ和歌山店フードコート前広場	平成24年7月20日～7月26日
・県立情報交流センターBig・U エントランスホール	平成24年8月1日～8月8日
・県立図書館エントランスホール	平成24年8月10日～8月17日
・岩出市立岩出図書館エントランスホール	平成24年8月21日～8月29日

### 3 講師派遣

月 日	行 事 内 容 等	開 催 場 所	受 講 者 数
8月 8日	岩出市人権啓発推進委員会研修会	岩出市中央公民館	21人
10月 5日	日本政策金融公庫和歌山支店社員研修会	和歌山支店会議室	17人
1月 29日	有田地方女性会議研修会	りいぶる会議室	36人
2月 7日	田辺市女性会連絡協議会田辺支部 人権学習会	田辺市民総合センター	26人
3月 14日	県職員地方自治研究集会第1分科会	和歌山県勤労福祉会館 「プラザホープ」	18人
3月 17日	先進地視察研修（団体名：ウイズ・ア・ スマイル）	りいぶる会議室	8人
計	講師派遣行事数 6 件		126人

## 4 情報収集提供事業

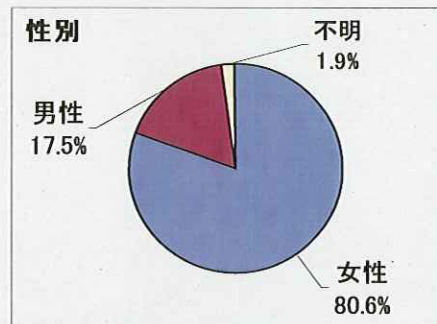
### (1) 図書・情報資料室の運営

ア 蔵書数（平成25年3月31日現在）

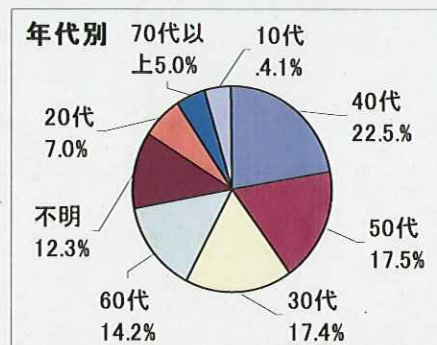
蔵書数 8,737冊  
ビデオ・DVD 280本

イ 図書貸出利用カード登録数

(7)性別			
	女性	1,091人	80.6%
	男性	237人	17.5%
	不明	26人	1.9%
	計	1,354人	



(イ)年代別			
	10代	55人	4.1%
	20代	95人	7.0%
	30代	236人	17.4%
	40代	304人	22.5%
	50代	237人	17.5%
	60代	192人	14.2%
	70代以上	68人	5.0%
	不明	167人	12.3%
	計	1,354人	

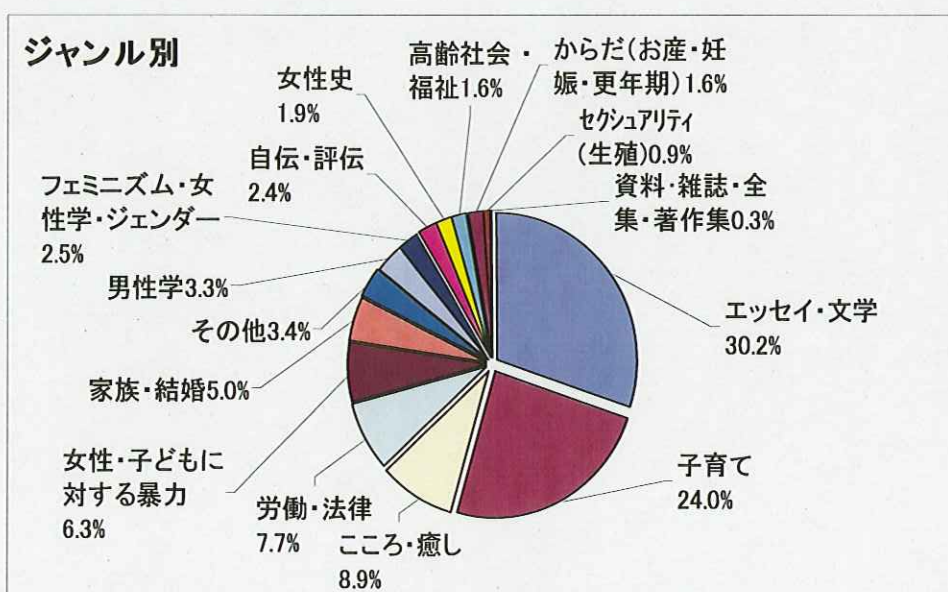


ウ 図書・ビデオ等貸出状況

	開館日数	貸出者数	一日当たり 平均貸出者数	貸出冊数	一人当たり 平均貸出冊数
4月	24日	98人	4.1人/日	207冊	2.1冊/人
5月	24日	113人	4.7人/日	266冊	2.4冊/人
6月	26日	103人	4.0人/日	228冊	2.2冊/人
7月	26日	111人	4.3人/日	225冊	2.0冊/人
8月	27日	131人	4.9人/日	305冊	2.3冊/人
9月	25日	122人	4.9人/日	269冊	2.2冊/人
10月	26日	126人	4.8人/日	294冊	2.3冊/人
11月	24日	115人	4.8人/日	272冊	2.4冊/人
12月	23日	104人	4.5人/日	268冊	2.6冊/人
1月	24日	113人	4.7人/日	291冊	2.6冊/人
2月	24日	117人	4.9人/日	283冊	2.4冊/人
3月	26日	146人	5.6人/日	349冊	2.4冊/人
計	299日	1,399人	4.7人/日	3,257冊	2.3冊/人
23年度計	299日	1,074人	3.6人/日	2,204冊	2.1冊/人

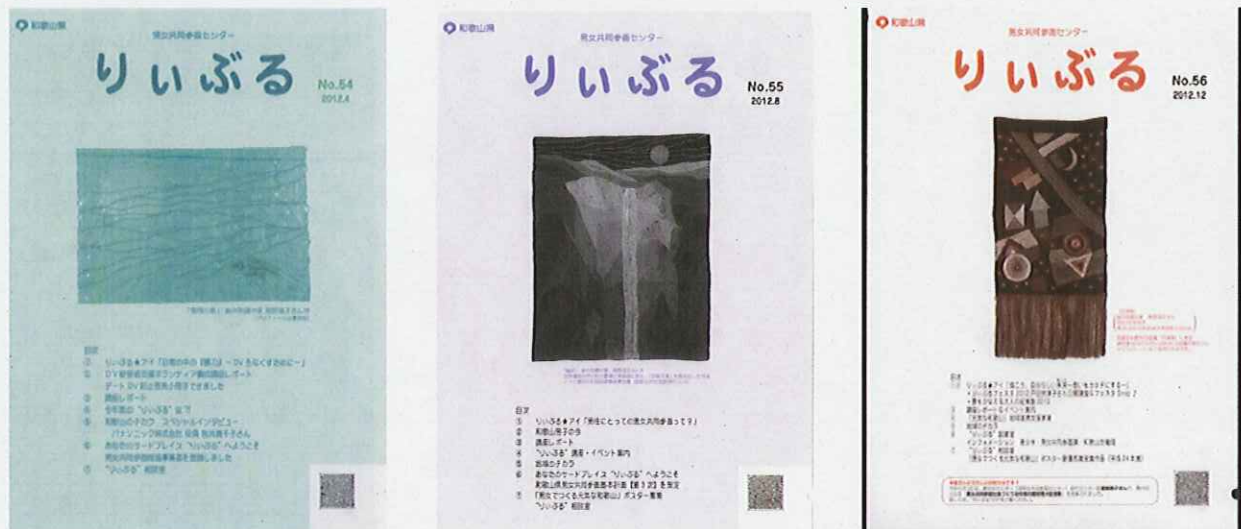
エ ジャンル別図書貸出状況

分 類		貸出数	構成比%
A	フェミニズム・女性学・ジェンダー (社会的性別)	58	2.5
B	労働・法律	182	7.7
C	家族・結婚	117	5.0
D	女性・子どもに対する暴力	149	6.3
E	こころ・癒し	208	8.9
F	子育て	565	24.0
G	からだ (お産・妊娠・更年期)	38	1.6
H	セクシュアリティ (生殖)	22	0.9
I	女性史	45	1.9
J	自伝・評伝	56	2.4
K	エッセイ・文学	709	30.2
L	高齢社会・福祉	38	1.6
M	男性学	78	3.3
N	資料・雑誌・全集・著作集	6	0.3
O	その他	79	3.4
P	ビデオ・DVD・コミック	907	
合 計		3,257	



(2) 情報紙 センターニュース「りいぶる」の作成

- 規 格 A4版 8ページ
- 部 数 1,500部/回
- 発行回数 年3回
- 配布先 各市町村、各振興局総務県民課ほか



(3) ホームページの運営（平成13年8月24日開設）

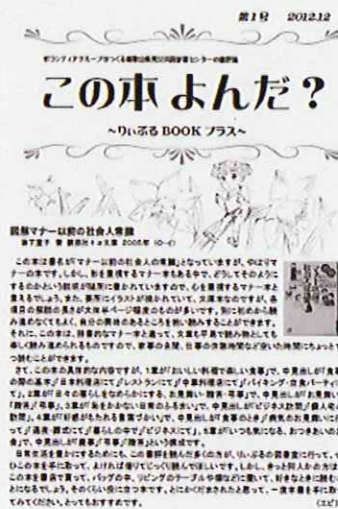
男女共同参画を推進するため、インターネットを利用した各種情報提供を行っている。

- ・ センターの施設案内
- ・ 図書、ビデオ情報
- ・ 相談窓口案内
- ・ 主催講座案内、講座レポート 等



(4) 書評誌「りいぶるBookプラス この本よんだ？」  
ボランティアグループがつくるりいぶるの書評誌です

- 規 格 A4版 6ページ
- 部 数 1,500部/回
- 発行回数 年数回
- 配布先 各市町村、各振興局総務県民課ほか



(注) 数値は四捨五入を原則としているので、4 情報収集事業と次の5 相談事業の構成比の合計値と内訳の計が一致しない場合もあります。

## 5 相談事業

### (1) 総合相談

・男女共同参画相談員による面接相談または電話相談

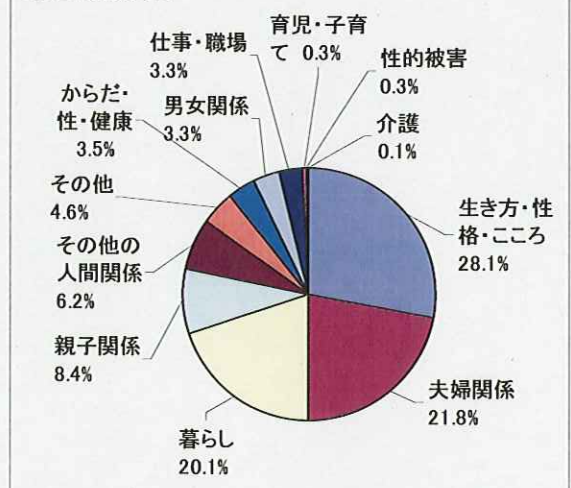
(相談件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面接	10	3	8	7	2	5	4	5	4	3	3	6	60
電話	125	113	135	123	125	117	128	110	79	112	95	122	1,384
計	135	116	143	130	127	122	132	115	83	115	98	128	1,444
23年度 (計)	150	212	220	275	279	227	157	149	134	141	137	170	2,251

(相談内容)

内 容	件数	構成比(%)
生き方・性格・こころ	406	28.1
からだ・性・健康	51	3.5
仕事・職場	47	3.3
夫婦関係	315	21.8
男女関係	48	3.3
親子関係	121	8.4
その他の家族関係	0	0
その他の人間関係	90	6.2
性的被害	4	0.3
育児・子育て	4	0.3
介護	2	0.1
学習	0	0
暮らし	290	20.1
その他	66	4.6
計	1,444	

総合相談内容



\*左表相談内容のうち

DV	121 件	※23年度 (185 件)
ストーカー	1 件	(10 件)
セクハラ	6 件	(8 件)
虐待	21 件	(55 件)
パワハラ・いじめ	11 件	(12 件)



(2) 法律相談

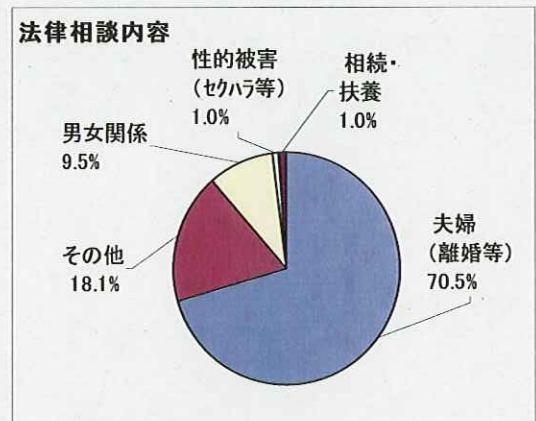
- ・女性弁護士による法律問題に関する面接相談  
月3回 午後1時から午後4時10分(予約制)

(相談件数)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
8	11	7	9	10	11	9	11	8	5	9	9	105
※23年度												101

(相談内容)

内 容	件数	構成比(%)
夫婦(離婚等)	74	70.5
男女関係	10	9.5
相続・扶養	1	1.0
消費者等	0	0
性的被害(セクハラ等)	1	1.0
その他	19	18.1
計	105	



\*左表相談内容のうち

※23年度

DV	21件	(15件)
ストーカー	0件	(2件)
セクハラ	1件	(1件)
虐待	1件	(3件)
パワハラ・いじめ	0件	(2件)

(3) 男性相談

・男性相談員による男性のための電話相談

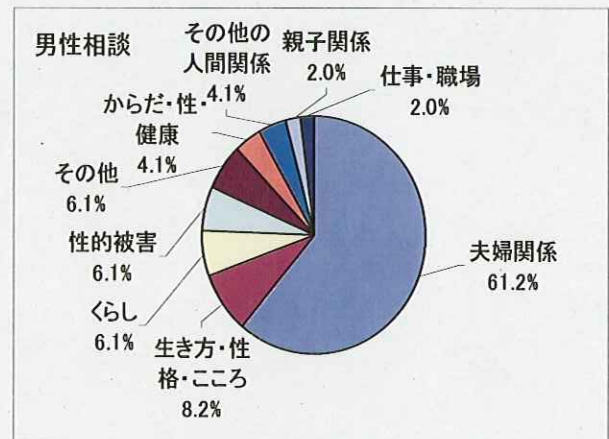
毎月第2水曜日 午後4時30分から午後8時30分(先着制・予約優先・男性のみ)

(相談件数)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2	0	6	4	5	4	4	4	3	3	4	5	49
※23年度												25

(相談内容)

内 容	件数	構成比(%)
夫婦関係	30	61.2
男女関係	0	0
親子関係	1	2.0
その他の家族関係	0	0
その他の人間関係	2	4.1
生き方・性格・こころ	4	8.2
からだ・性・健康	2	4.1
仕事・職場	1	8.0
性的被害	3	6.1
暮らし	3	6.1
その他	3	6.1
計	49	



\*左表相談内容のうち

※23年度

DV	12件	(6件)
セクハラ	0件	(0件)
ストーカー関係	0件	(0件)
虐待	0件	(1件)
パワハラ・いじめ	3件	(0件)

#### (4) カウンセリング

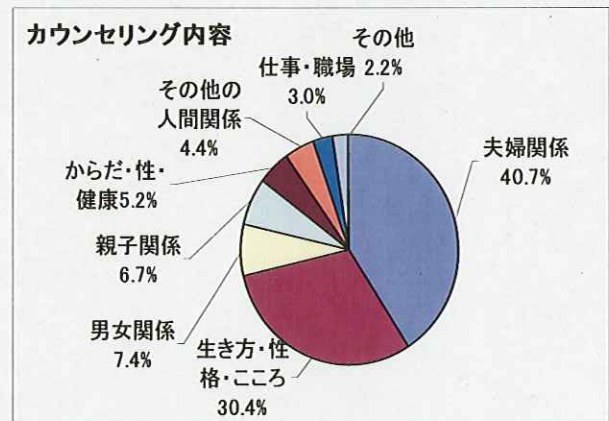
・女性カウンセラーによる面接相談または電話相談  
 毎月 第1～第4金曜日 午後1時から午後4時40分（予約制）

（相談件数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
面接	3	7	5	6	6	6	7	7	3	3	5	8	66
電話	5	2	6	6	7	6	5	7	7	8	6	4	69
計	8	9	11	12	13	12	12	14	10	11	11	12	135
													※23年度 147

（相談内容）

内 容	件数	構成比(%)
夫婦関係	55	40.7
男女関係	10	7.4
親子関係	9	6.7
その他の家族関係	0	0
その他の人間関係	6	4.4
生き方・性格・こころ	41	30.4
からだ・性・健康	7	5.2
仕事・職場	4	3.0
性的被害	0	0
暮らし	0	0
その他	3	2.2
計	135	



*左表相談内容のうち	※23年度
DV	12件 (20件)
セクハラ	1件 (0件)
ストーカー関係	0件 (0件)
虐待	1件 (5件)
パワハラ・いじめ	3件 (0件)

## 6 センター利用状況（来訪者数及び貸室等利用者数）

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
会議室A	280	559	764	1,173	406	509	788	1,675	1,075	739	811	613	9,389
主催事業					40	33	69	52	18	37	43		292
他機関実施	255	395	605	798	303	440	446	633	874	342	506	419	6,016
その他	25	164	159	375	63	36	273	987	183	360	262	194	3,081
会議室B	308	259	297	470	307	263	258	388	332	294	443	451	4,070
主催事業													
他機関実施	252	234	252	409	290	212	218	310	292	219	205	362	3,255
その他	56	25	45	61	17	51	40	78	40	75	238	89	815
会議室C	247	337	250	517	574	557	585	459	589	679	495	514	5,803
主催事業												37	37
他機関実施	235	333	235	451	409	491	465	365	323	584	425	322	4,638
その他	12	4	15	66	165	66	120	94	266	85	70	155	1,128
図書資料室	231	260	245	272	322	276	286	279	252	266	272	335	3,296
サロン来訪	276	241	416	335	376	334	400	351	263	257	299	422	3,970
一時保育室	122	119	137	157	148	242	212	298	259	136	150	250	2,230
ビッグ愛			234		130					198			562
各種相談	151	141	167	155	155	149	157	144	104	134	122	154	1,733
視察等										36	1	8	45
地域における利用				174	21		67	1,254	495	783	354	26	3,174
計	1,615	1,916	2,510	3,253	2,439	2,330	2,753	4,845	3,369	3,522	2,947	2,773	34,272
23年度 （計）	1,675	1,766	2,245	2,287	1,902	2,115	2,759	3,241	3,448	1,963	2,066	2,140	27,607

# 参 考 资 料

## 和歌山県男女共同参画基本計画〔第3次〕(平成24年3月改定)のあらまし

### ■計画の位置づけ

- ①和歌山県男女共同参画推進条例第7条に定める「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」
- ②男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条で定める法定計画
- ③和歌山県男女共同参画基本計画（平成19年3月改定）の改定計画

### ■計画期間

計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間で、計画期間終了後、計画全般についての見直しを行います。

また、この期間中においても、必要な見直しを行うことを妨げるものではありません。

### ■改定計画のポイント

この計画では、和歌山県男女共同参画推進条例に掲げる理念を基本として、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を発揮できる元気な和歌山の実現をめざし、男女共同参画を具体的に推し進めるため、長期目標と5つの施策の方向を定めています。（次頁参照）

さらに、前計画の内容を基本的に維持しながら、社会経済情勢の変化や災害、策定後5年間の成果や課題を踏まえ、より実効性のある施策を実施します。また、地域の活性化のためには女性の能力を活かすことが重要となるため、女性が一層活躍しやすい社会環境を整備し、社会参画を促進します。加えて、男性が家庭生活や地域社会へ参画することを促進します。

なお、計画改定に当たって、新たに追加及び強調した項目等は次のとおりです。

- ◇ 県の審議会及び各分野での女性の登用促進
- ◇ 防災に関する施策・方針決定過程への女性の参画推進
- ◇ 市町村における男女共同参画推進
- ◇ 男女間のあらゆる暴力の根絶（若年層へのDV防止教育の推進）
- ◇ 女性のチャレンジ支援

### ■県の基本的な役割

- ①性別にかかわらず男女があらゆる分野で活躍できる環境整備を県民の皆さんと協働して一層推進すること
- ②県民や事業者等の皆さんの男女共同参画に向けた取組を支援すること

### ■県民、事業者の皆さんの役割

県民の皆さんには、男女を問わず、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場でそれぞれの個性と能力を十分発揮していただきたいと考えています。

事業者の皆さんにも、男女が仕事と生活の調和を実現し、平等に、そして健康に働き続けることができる事業所運営をしていただきたいと考えています。

## 施策体系

長期的な目標

男女共同参画でつくる 元気な和歌山

### 施策の方向Ⅰ 元気な和歌山実現に向けた男女共同参画の推進

#### 1 男女共同参画社会への基盤づくり

- (1) 地域社会への県民参画促進
- (2) 活力ある農山漁村型地域の実現に向けた男女のパートナーシップの確立
- (3) 高齢者や障害のある人が安心して生き生きと暮らせるための取組
- (4) 多様な立場の人々への取組

#### 2 農林水産業、商工業等の分野における取組促進

- (1) 農林水産業での男女共同参画の推進
- (2) 事業活動等への男女共同参画の推進
- (3) 家族従事者等も生き生きと活躍できる環境の整備

#### 3 男女共同参画推進のための教育等の充実

- (1) 学校教育での取組の充実
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の推進
- (3) 生涯学習等の推進

#### 4 男女共同参画に向けた意識改革

- (1) 調査・研究及び施策への取り入れ
- (2) 広報・啓発活動の充実
- (3) 相談体制の充実

### 施策の方向Ⅱ 政策・方針決定過程での男女共同参画の促進

#### 1 県の政策決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 政策決定への県民参画の促進
- (2) 県の審議会等への女性の参画の促進
- (3) 県の女性職員の採用・登用等の促進

#### 2 市町村における取組への支援

- (1) 市町村の政策決定への県民参画の促進
- (2) 市町村の審議会等への女性の登用に関する支援等
- (3) 市町村女性職員の採用・登用に関する要請等

#### 3 企業、関係機関、団体等の取組への支援

#### 4 防災・災害復興における男女共同参画の推進

## 施策の方向Ⅲ 働く場と家庭における男女共同参画の推進

- 1 雇用の分野における男女共同参画の推進
  - (1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
  - (2)母性健康管理対策の推進
- 2 多様な働き方等への支援
  - (1)再就職等に向けた支援
  - (2)パートタイム労働及び派遣労働対策
  - (3)起業支援策の充実
- 3 仕事と家庭の両立のための雇用環境の整備
  - (1)意識啓発の促進
  - (2)雇用環境の整備
- 4 子育て支援策の充実
  - (1)多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
  - (2)ひとり親家庭に対する支援の充実
- 5 家庭生活への男女共同参画の促進

## 施策の方向Ⅳ 男女間のあらゆる暴力の根絶

- 1 配偶者等からの暴力への対策の推進
  - (1)ドメスティック・バイオレンスに対する社会的認識の徹底
  - (2)相談体制の充実等
  - (3)被害者の保護・自立支援、暴力行為への厳正な対処
- 2 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- 3 性犯罪等への対策の推進
  - (1)性犯罪・ストーカー行為・売買春・人身取引等への対策の推進
  - (2)被害者への配慮
- 4 各種メディアにおける男女の人権の尊重

## 施策の方向Ⅴ 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり

- 1 適切な性教育の推進
- 2 生涯を通じた健康支援
- 3 妊娠・出産期における女性の健康支援
- 4 HIV／エイズ、性感染症対策、薬物乱用対策、喫煙・飲酒対策の推進



## 男女共同参画のあゆみ

年号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き
1945 (昭和20年)	・国際連合誕生 ・「国連憲章」採択	・衆院法改正 (成年女子に参政権)	
1946 (昭和21年)	・婦人の地位向上委員会設置	・総選挙で初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布	
1947 (昭和22年)		・民法改正(家父長制度廃止) ・教育基本法公布 (男女教育機会均等) ・労働基準法公布 (男女同一賃金)	
1948 (昭和23年)	・「世界人権宣言」採択		
1956 (昭和31年)		・売春防止法制定	
1967 (昭和42年)	・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
1975 (昭和50年)	・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)開催 ・「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部会議開催 ・総理府婦人問題担当室業務開始	
1976 (昭和51年)	・ILOに婦人労働問題担当室設置	民法改正 (離婚後の氏の選択自由)	
1977 (昭和52年)		・【国内行動計画】策定	・青少年局育成課に婦人主幹配置 ・婦人問題連絡会議設置 (庁内関係課室)
1978 (昭和53年)			・婦人問題企画推進会議設置 ・婦人関係施策の調査 ・「婦人問題を考える集い」開催
1979 (昭和54年)	・「女子差別撤廃条約」採択		・婦人問題世論調査(第1回) ・婦人の政策決定参加状況調査
1980 (昭和55年)	・「国際婦人の十年」中間年 世界会議(コペンハーゲン)開催 ・「国際婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」に署名 民法改正 (配偶者の相続 1/3→1/2)	・「婦人の明日をひらく私の意見」公募 ・「明日をひらく婦人交流のつどい」開催
1981 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・【国内行動計画後期重点目標】策定	・「婦人文化展」開催
1982 (昭和57年)			・【和歌山婦人施策の指標】策定(5月) ・婦人問題シンポジウム開催
1984 (昭和59年)		・国籍法・戸籍法改正 (父母両系血統主義、配偶者の帰化条件の男女同一化)	・青少年婦人課に名称変更 ・婦人の生活と意識調査 (第2回) ・婦人問題懇話会設置
1985 (昭和60年)	・「国際婦人の十年」ナイロビ世界会議開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・女子差別撤廃条約批准 ・国民年金法改正 (女性の年金権確立) ・「男女雇用機会均等法」公布 ・生活保護基準額改正 (男女差解消)	・婦人問題アドバイザー設置 ・県婦人会議設立
1986 (昭和61年)		・婦人問題企画推進本部拡充 (構成省庁を全省庁に)	・県婦人議会開催 ・「婦人のつどい」開催
1987 (昭和62年)		・【西暦2000年に向けての新国内行動計画】策定	・「紀州の女のまつり」開催

年号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き
1988 (昭和63年)			・【21世紀をめざすわかやま女性プラン】策定(3月)
1989 (平成元年)			・女性の生活と意識調査(第3回) ・「ナウナウわかやま」開催
1990 (平成2年)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「かがや紀のおんな」開催
1991 (平成3年)		・【西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改訂)】策定 ・中学校の家庭科男女必修開始 ・「育児休業法」公布	・北陸・中部・近畿婦人問題地域推進会議開催(総理府と共催) ・「女性問題を考えるフォーラム」開催
1992 (平成4年)		・「育児休業法」施行	・「和歌山女性フェスティバル」開催
1993 (平成5年)		・「パートタイム労働法」施行	・青少年女性課に名称変更 ・「トークイン和歌山」開催
1994 (平成6年)	・開発と女性に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)開催 ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	・高校の家庭科男女必修開始 ・総理府に男女共同参画室・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置	・女性の生活と意識調査(第4回) ・平成女性和歌集編集 ・審議会等委員への女性の登用推進要綱制定(3月)
1995 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京)開催 ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)(一部H11.4.1施行)	・【わかやま女性プラン】改定(3月) ・「女性のつばさ」海外派遣開始
1996 (平成8年)		・【男女共同参画2000年プラン】策定	・生活文化部に女性政策課設置 ・わかやま女性100人委員会設置
1997 (平成9年)		・男女雇用機会均等法改正 ・労働基準法女子保護規定撤廃(H11.4.1施行)(一部H10.4.1施行) ・介護保険法公布	・「女性参政権行使50周年記念イベント」開催 ・男女共生社会づくり協議会設置
1998 (平成10年)			・男女共生社会づくりに関する県民意識調査 ・県女性センター開設(12月)
1999 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行(6月)	
2000 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) ・「政治宣言及び成果文書」採択	・【男女共同参画基本計画】策定 ・「児童虐待防止法」施行	・【和歌山県男女共生社会づくりプラン】策定(3月)
2001 (平成13年)		・省庁再編により内閣府男女共同参画局に改組 男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定(4月)・施行(10月) ・第1回「男女共同参画週間」 ・第1回「女性に対する暴力をなくす運動」	・機構改革による名称変更 男女共生社会推進課 男女共生社会推進センター ・男女共生社会推進本部設置 ・審議会等への女性の参画促進要綱制定(10月)
2002 (平成14年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 ・男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」、「平成13年度監視」、「苦情処理等システム」	・男女共同参画推進条例施行(4月) ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画に関する県民意識調査実施

年号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き
2003 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議決定</li> <li>・「女性のチャレンジ支援策の推進」</li> <li>・次世代育成支援対策推進法公布・一部施行</li> <li>・「少子化社会対策基本法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【和歌山県男女共同参画基本計画】策定(3月)</li> </ul>
2004 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(6月公布、12月施行)及び同法に基づく基本方針策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画フォーラムinわかやま」開催(高野山)</li> <li>・男女共同参画に関する施策苦情処理要領策定(8月)</li> </ul>
2005 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議答申「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」</li> <li>・男女共同参画基本計画(第2次)策定(12月)</li> </ul>	
2006 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県男女共生社会推進センターの在り方」提言(1月)</li> <li>・男女共同参画に関する県民意識調査実施</li> </ul>
2007 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【和歌山県男女共同参画基本計画】改定(3月)</li> </ul>
2008 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「次世代育成支援対策推進法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革による名称変更 青少年・男女共同参画課(青少年課と男女共生社会推進課を統合)</li> </ul>
2009 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> </ul>	
2010 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合開催(ニューヨーク))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議答申「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」(7月)</li> <li>・男女共同参画会議答申「男女共同参画基本計画の変更」(12月)</li> <li>・第3次男女共同参画基本計画策定(12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革による名称変更 男女共同参画センター</li> <li>・男女共同参画に関する県民意識調査実施</li> </ul>
2012 (平成24年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・【和歌山県男女共同参画基本計画】第3次(3月)</li> </ul>

## 和歌山県男女共同参画推進条例

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第7条—第17条)
- 第3章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等(第18条—第22条)
- 第4章 和歌山県男女共同参画審議会(第23条—第25条)
- 第5章 雑則(第26条)

#### 附則

男女は、人として平等であり、その人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。

和歌山県は、男女が平等で、共に生かし合い支え合うことのできる社会の実現を目指した積極的な取組を行ってきた。しかし、性別による固定的な役割分担意識を反映した制度や慣行による不平等は、根深く残り、社会参画を求めながらもその願いがかなわない人々が、今なお存在する。

このような状況の中で、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展等社会経済情勢の急激な変化に対応し、和歌山県を真に住みよいふるさととするためには、男女が共に社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、互いの個性と能力を十分に発揮しつつ利益を等しく享受し、共に責任を分かち合うことのできる社会の実現が、緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画を更に推進し、すべての男女が、人間としての誇りをもち、心の豊かさと経済的な豊かさを共に実感しつつ、安心して生き生きと暮らすことのできるふるさと和歌山を創造するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責

務を明らかにするとともに、県の基本的施策に関して必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 人を不快にさせる性的な言動により、個人の生活環境を害し、又は当該言動を受けいれないことその他の当該言動を受けた個人の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動の選択を制約することのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動とを円滑に両立できるようにすること。

- (5) 男女が、それぞれの性について理解を深めることで、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、互いの意思が尊重され、生涯にわたる健康と安全が確保されること。
- (6) 他の地方公共団体との広域的連携及び国際的協調の下に行われること。

#### (県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、県行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

#### (県民の責務)

- 第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

- 第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮し、かつ、職業生活と家庭生活とを円滑に両立できるよう職場環境の整備に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

#### (基本計画)

- 第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 男女共同参画の推進に関する長期的な目標、

#### 施策の方向及び基本的な事項

- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるとともに、和歌山県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (県民等の理解を深めるための措置)

- 第8条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、学校教育その他のあらゆる教育において、男女の人権の尊重及び男女共同参画に関する学習の機会の確保及び教育の内容の充実が図られるよう努めるものとする。

#### (県の政策決定過程等における男女共同参画の推進)

- 第9条 県は、審議会その他の附属機関等の委員を任命又は委嘱するときは、男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。
- 2 県は、政策決定過程等における男女共同参画を率先して推進するため、職員の任用に当たっては、本人の意欲と能力に基づく実質的な男女平等を確保するとともに、職員である男女の職域の拡大、能力開発その他職場環境の整備に努めるものとする。

#### (子育て・介護環境の向上)

- 第10条 県は、男女が共に、子育て及び家族の介護に積極的にかかわり、家庭生活における活動と家庭生活以外における活動とを円滑に両立できるよう、家族はもとより、地域、職場、学校等が相互に協力しながら一体となって支え合うことができる環境づくりに努めるものとする。

#### (事業者が行う活動への支援及び情報収集等)

- 第11条 県は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 2 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 3 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況等を公表することができる。

#### (農林水産業、商工業等の産業の分野における男女共同参画の推進)

- 第12条 県は、起業又は経営等の事業活動を行う男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに努めるものとする。
- 2 県は、農林水産業及び家族経営的な商工業等に従事する男女が、性別にかかわらず生産又は経営における活動と家庭生活における活動とを円滑に両立できるとともに、それぞれの活動に共同して参画できる環境づくりに努めるものとする。

#### (県民が行う活動への支援)

- 第13条 県は、県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言、男女共同参画の推進のための人材の養成その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

#### (市町村との協力)

- 第14条 県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策への協力を求めることができる。
- 2 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、市町村からの求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

#### (調査研究)

- 第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

#### (財政上の措置)

- 第16条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

#### (年次報告)

- 第17条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。

### 第3章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

#### (性別による権利侵害の禁止)

- 第18条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。)その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

#### (公衆に表示する情報に関する留意)

- 第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別的取扱い又は男女の人権を損なうような暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現その他の男女の人権の侵害につながるような表現を行うことのないように努めなければならない。

#### (相談への対応等)

- 第20条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為について、県民若しくは事業者又は県内に在勤若しくは在学する者(以下「県民等」という。)からの相談に適切に対応するため、相談員の設置等相談体制の充実に努めるものとする。

#### (被害者支援)

- 第21条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含む。)から、家庭内等において、男女間の暴力的行為により被害を受け、又は受けおそれのある者(以下「被害者」という。)に対

し、必要に応じて助言、施設への一時的な入所等による保護その他の適切な支援を行うものとする。

- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項の規定による配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設及び知事が別に指定する施設(以下「センター等」という。)の長は、前項に規定する一時的な入所等による保護又は同法第3条第3項第3号に規定する一時保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、男女間の暴力的行為又は同法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力(以下「暴力的行為等」という。)が当該被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができる。
  - (1) 被害者に対し暴力的行為等を行った者又はその者から依頼を受けた者(以下「加害者等」という。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。
  - (2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。
- 3 センター等の長は、被害者の保護のため必要があると認めるときは、当該被害者からの申出に基づき、警察等関係機関に対する協力の要請その他の必要な措置を講じなければならない。

#### (苦情への対応)

- 第22条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について県民等から苦情があったときは、当該苦情への適切な対応に努めるものとする。
- 2 知事は、前項の苦情への対応に当たって特に必要があると認めるときは、和歌山県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

## 第4章 和歌山県男女共同参画審議会

#### (設置及び所掌事務)

- 第23条 男女共同参画の推進を図るため、和歌山県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を

置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
  - (2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について必要に応じ、調査し、及び意見を述べること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属することとされた事務
- 3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

#### (組織)

- 第24条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
  - 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

#### (委員)

- 第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

## 第5章 雑則

#### (委任)

- 第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

## 附 則

(平成17年7月6日条例第94号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日公布、施行

## 目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する  
基本的施策(第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議(第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語

の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### (国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会



における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の

形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

きる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行

する。

(以下略)